

令和7年8月13日

指定障害福祉サービス事業所 管理者
指定障害者支援施設 管理者
指定障害児通所支援事業所 管理者
指定障害児入所施設 管理者
指定地域相談支援事業所 管理者
（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市所管域を除く。）

様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（公印省略）

「指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート」による自己点検
の実施について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では障害福祉サービス等の適正な事業実施に向けて、「指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート」の更新を行い、県ホームページに掲載しました。

については、貴事業所又は貴施設が提供する全てのサービスについて、サービスの種別毎に同シートの「運営編」及び「報酬編」のダウンロードを行い、毎年1回以上、自己点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、詳細については、別紙をご覧ください。

<指定障害福祉サービス事業者等自己点検シートの掲載場所>

県ホームページ > 産業・働く > 業種別情報：介護・福祉サービス業
> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく運営指導 > 1 指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f7259/index.html>)

問合せ先
監査グループ
電話 045-210-4736
ファクシミリ 045-201-2051

指定障害福祉サービス事業者等自己点検について

1 対象

神奈川県が指定を行った、次に掲げる全ての事業所及び施設を運営する事業所

- (1) 指定障害福祉サービス事業所
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定障害児通所支援事業所
- (4) 指定障害児入所施設
- (5) 指定地域相談支援事業所

2 内容

県ホームページに掲載された指定障害福祉サービス事業者等自己点検シートのダウンロードを行い、同シートの点検項目について記入してください。同シートは、事業所の人員、設備及び運営基準並びに報酬算定基準等に準じているため、基準への適合状況を事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）自らが点検することができます。

同シートは、サービスの種別毎に「運営編」と「報酬編」がありますので、各事業所等は運営する全てのサービスについて実施してください。

3 実施時期

7月1日に現存する事業所等（当該年度の6月1日以降に新規に指定を受けた事業所等を除く。）は、8月末までに7月の運営状況の点検を毎年度行ってください。

当該年度の6月1日以降に新規に指定を受けた事業所等については、指定の翌月分について翌々月の月末までに点検を行ってください。

例) 令和7年7月1日付け新規指定の場合

8月分の運営状況について、9月末までに点検を行ってください。

4 自己点検シートの保管及び提出

点検実施後は、その点検結果を記入した自己点検シートを事業所等に次年度の自己点検実施時まで保管してください。原則として提出は不要ですが、県が実施する「運営指導」等の際には、事前提出資料として提出していただきます。

その他、提出が必要な場合には、県から連絡いたします。

5 その他

自己点検シートのダウンロードを行い印刷する際は、プリンターの設定等により、ページの区切り等が最適にならない場合がありますので、プリンターの設定を調整のうえ、印刷していただきますようお願いします。